

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 5 年 4 月 26 日 (水曜日) 午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 承第 2 号 専決処分の承認について (下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
日程第 5 承第 3 号 専決処分の承認について (下呂市税条例の一部を改正する条例)
日程第 6 同第 3 号 下呂市固定資産評価員の選任について
日程第 7 議第 59 号 下呂市家畜診療等手数料条例の一部を改正する条例について
日程第 8 議第 60 号 令和 5 年度下呂市一般会計補正予算 (第 2 号)
日程第 9 下呂市議会常任委員の選任について
日程第 10 下呂市議会運営委員の選任について

(追加日程)

- 追加日程第 1 下呂市議会議長の辞職の件
追加日程第 2 選第 1 号 下呂市議会議長の選挙について
追加日程第 3 下呂市議会副議長の辞職の件
追加日程第 4 選第 2 号 下呂市議会副議長の選挙について
追加日程第 5 下呂市議会特別委員の選任について

出席議員 (14 名)

議長	今 井 政 良	1 番	鷺 見 昌 己
2 番	田 口 琢 弥	3 番	飯 塚 英 夫
4 番	森 哲 士	5 番	田 中 喜 登
6 番	尾 里 集 務	7 番	中 島 ゆき子
8 番	田 中 副 武	10 番	伊 藤 嚴 悟
11 番	一 木 良 一	12 番	吾 郷 孝 枝
13 番	中 島 新 吾	14 番	中 島 達 也

欠席議員 (なし)

地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	山 内 登	副 市 長	田 口 広 宣
教 育 長	中 村 好 一	会 計 管 理 者	中 谷 三 男

総務部長	今瀬成行	まちづくり 推進部長	田谷諭志
地域振興部長	小池雅之	教育委員会 事務局長	林雅人
環境部長	田口昇	農林部長	都竹卓
農林部理事	小木曾謙治	建設部長	大前栄樹
金山病院 事務局長	池戸美紀	市民保健部長	森本千恵
福祉部長	野村穰	観光商工部長	河合正博
消防長	齋藤進	上下水道部長	今村正直

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	今井満	書記	細江隆義
--------	-----	----	------

◎開会及び開議の宣告

○議長（今井政良君）

おはようございます。お疲れさまです。

ただいまの出席議員は14人で、定足数に達しております。

これより令和5年第3回下呂市議会臨時会を開会いたします。

ここで、会議に先立ち、4月1日から下呂市教育長に就任されました中村好一教育長から発言の申出がありましたのでこれを許可します。

中村教育長、登壇してください。

○教育長（中村好一君）

このたび、前細田教育長の在任期間、市長の任命、そして議会の同意を受けまして教育長を拝命しました中村でございます。

本日はこのように教育長の任に際しまして、初心の挨拶をする機会を与えていただきましてありがとうございます。まずもって下呂市の教育に携わることの喜びと同時に、この重責に対して身の引き締まる思いでございます。

昨年まで私は下呂市の学校に勤めておりましたので、下呂市の教育の成果につきましては、子供の姿から感じております。3年間のコロナ禍、自ら健康管理に努める子供たちの姿から命の教育、命の大切さを語る子供たちの姿がありました。また、当たり前が当たり前でないことに気づいた子供たちからは、それでも諦めず困難に立ち向かう力を感じました。

また、多くの人に支えられているということに気づいた子供たちからは感謝の心が生まれ、思いやりの心が育みました。思いやりの心とは、誰もがよしとするSDGsの考え方、持続可能な地域づくりにつながっていると感じております。この成果も学校教育をはじめとすることはもちろんのこと、社会教育をはじめ、子供を包む多くの方々のおかげだと思っております。

また、下呂市には誇りになる自然、そして先人たちがつくり上げた歴史・文化、伝統があります。人、自然、文化が相まっの成果だと思っております。

改めて下呂市の教育環境のよさに感謝しつつ、偉大な先輩たちが残していただいた実績を受け継ぎ、さらに下呂市の教育が発展するために、そして宝である子供たちのために、子供に軸足を置き、そして未来志向で誠心誠意努めてまいります。どうか皆様におかれましても御理解と御協力、御指導を賜りますようによろしく申し上げます。

今日はどうもありがとうございました。

○議長（今井政良君）

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、報道機関、広報「げろ」及びCCNより取材の申込みがございましたので、これを許可いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（今井政良君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、11番 一木良一君、12番 吾郷孝枝さんを指名いたします。

◎会期の決定

○議長（今井政良君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（今井政良君）

日程第3、諸般の報告を行います。

定期監査結果報告及び例月現金出納検査結果報告は、お手元に配付のとおりでありますので、御覧願います。

◎承第2号及び承第3号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井政良君）

日程第4、承第2号 専決処分の承認について（下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、日程第5、承第3号 専決処分の承認について（下呂市税条例の一部を改正する条例）、以上2件を一括議題といたします。

承第2号及び承第3号について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（今瀬成行君）

おはようございます。

それでは、議案書の1ページをお開きください。

承第2号 専決処分の承認について（下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。令和5年4月26日提出。

提案理由でございます。地方税法施行令の一部改正に伴い、下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承

認を求めるものでございます。

2ページをお開きください。

令和5年3月31日付の専決処分書でございます。

詳細は条例要綱で御説明をしますので、14ページをお開きください。

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由。地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和5年3月31日に公布され、その一部が令和5年4月1日に施行されることに伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

2. 概要。(1)国民健康保険税の後期高齢者支援金に係る課税限度額を引き上げます。第2条、第23条関係でございます。

(2)軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定基準額への加算額及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定基準額への加算額を引き上げます。第23条関係でございます。

(3)国民健康保険条例参考例の改正に合わせ語句を改めます。第24条の2関係でございます。

(4)規定の適正化を行い、対応する法令に合わせる規定に改めます。制定附則関係でございます。

(5)この条例は、令和5年4月1日から施行します。附則第1項関係でございます。

(6)改正後の下呂市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとします。附則第2項関係でございます。

引き続き、15ページをお願いいたします。

承第3号 専決処分の承認について（下呂市税条例の一部を改正する条例）。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。令和5年4月26日提出。

提案理由でございます。地方税法等の一部改正に伴い、下呂市税条例の一部を改正する条例について専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

16ページをお開きください。

令和5年3月31日付の専決処分書でございます。

詳細は条例要綱で説明をいたしますので、48ページをお開きください。

下呂市税条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由。地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、その一部が令和5年4月1日に施行されることに伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

2. 概要。(1)森林環境税の導入に伴い、対応する規定を改めます。第34条の9、第38条、第41条、第44条、第47条、第47条の2、第47条の6関係でございます。

(2)法規定の新設に合わせ給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項を簡素化します。第36条の3の2関係でございます。

(3) 地方税法施行規則の様式新設に伴い、対応する規定を改めます。第46条、第48条、第50条、第98条、第101条関係でございます。

(4) 肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の適用期限を3年延長します。制定附則第8条関係でございます。

(5) 軽自動車税の環境性能割及び種別割の税率区分を見直します。第82条、制定附則第15条の6関係でございます。

(6) 軽自動車税のグリーン化特例を3年延長し、燃費・排ガス不正行為への再発防止策を強化します。制定附則第15条の2、制定附則第16条、制定附則第16条の2関係でございます。

(7) 地方税法の改正に伴い、対応する規定を改め、固定資産税に係る長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションの税額減額措置を創設します。制定附則第10条、制定附則第10条の2、制定附則第10条の3関係でございます。

(8) 優良住宅地造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の適用期限を3年延長します。制定附則第17条の2関係でございます。

(9) 令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受ける際の規定が新設されたことに伴い、対応する規定を改めます。制定附則第10条の4関係でございます。

(10) この条例は令和5年4月1日から施行します。(ただし、一部は令和5年7月1日、令和6年1月1日から施行)、改正附則第1条関係でございます。

(11) 市民税に関する経過措置を定めます。改正附則第2条関係でございます。

(12) 固定資産税に関する経過措置を定めます。改正附則第3条関係でございます。

(13) 軽自動車税に関する経過措置を定めます。改正附則第4条関係でございます。

以上でございます。2議案につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井政良君）

これより本2件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

12番 吾郷孝枝さん。

○12番（吾郷孝枝君）

お尋ねします。

最初の健康保険税条例の一部を改正する条例のところなんですけれども、後期高齢者支援金に係る課税限度額の引上げで対象となる方は何人ぐらいか。そして、2つ目のほうの5割軽減、そして2割軽減の部分で、これは負担軽減になるんですね、加算額を引き上げるということで。その負担軽減になる方は何人ぐらい見えるのかお尋ねします。

○議長（今井政良君）

総務部長。

○総務部長（今瀬成行君）

今ほど御質問のありました、まず後期高齢の対象になる世帯数の方ですが、後期支援分としまして21世帯が令和4年度の課税対象で、令和5年度の改正後、適用対象となる方は33世帯ということで12世帯が新たに対象となります。

それで、続きまして5割軽減、2割軽減につきましても、均等割、平等割それぞれでありまして、延べ53世帯の方が新たに対象になってくるということでございます。以上でございます。

○議長（今井政良君）

ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました承第2号及び承第3号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、承第2号及び承第3号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本2件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本2件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

承第2号 専決処分の承認について（下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、承第2号については承認することに決定いたしました。

承第3号 専決処分の承認について（下呂市税条例の一部を改正する条例）、本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、承第3号については承認することに決定いたしました。

◎同第3号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井政良君）

日程第6、同第3号 下呂市固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

同第3号について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登君）

同第3号 下呂市固定資産評価員の選任について。

次の者を下呂市固定資産評価員に選任することについて、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

氏名、杉山由美。住所、年齢は記載のとおりでございます。令和5年4月26日提出。

提案理由でございますが、本年4月1日の下呂市の人事異動に伴いまして、税務課長が交代したことにより、改めて固定資産評価員を選任するものでございます。

御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（今井政良君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました同第3号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、同第3号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

同第3号 下呂市固定資産評価員の選任について、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、同第3号については同意することに決定いたしました。

◎議第59号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井政良君）

日程第7、議第59号 下呂市家畜診療等手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議第59号について提案理由の説明を求めます。

農林部長。

○農林部長（都竹 卓君）

おはようございます。

それでは、議案書53ページをお開きください。

議第59号 下呂市家畜診療等手数料条例の一部を改正する条例について。

下呂市家畜診療等手数料条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和5年4月26日提出。

提案理由でございます。農林水産省が定める家畜共済診療点数の改訂に伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

詳細は条例要綱で説明しますので、56ページをお開きください。

下呂市家畜診療等手数料条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由。改正理由につきましては、提案理由と同じですので、省略をさせていただきます。

2. 概要。(1)3年ごとに行われる改訂に対応するため、別表の記載を改めます。別表関係でございます。

(2)この条例は、公布の日から施行します。附則関係でございます。

54ページから55ページが別表でございます。

54ページをお開きください。

下線部分が改正箇所でございます。改正前の最下段、車両負担金につきましては、国が定めま
す家畜共済診療点数表の中では、往診500メートル以内の表記が往診20キロメートル以内に改定
されておりますが、今後国の点数表の表記、または基準がさらに改定される可能性も考慮し、家
畜共済診療点数表に準ずるという表記に改めるものでございます。

また、併せまして、同様の理由により妊娠鑑定の直腸検査、超音波検査及び採血につきましても、家畜共済診療点数表に準ずるという表記に改めるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井政良君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第59号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第59号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第59号 下呂市家畜診療等手数料条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第59号は原案のとおり可決されました。

◎議第60号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井政良君）

日程第8、議第60号 令和5年度下呂市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議第60号について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登君）

ただいま上程されました議第60号 令和5年度下呂市一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は国の施策に基づくもので、食費等の物価高騰に直面し、その影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対する特別給付金の支給に係る予算を計上させていただきました。

詳細につきましては、まちづくり推進部長が説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長（今井政良君）

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志君）

おはようございます。

それでは、議第60号 令和5年度下呂市一般会計補正予算（第2号）の詳細説明を申し上げます。

議案書の57ページをお開きください。

令和5年度下呂市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,646万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ229億7,701万5,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。令和5年4月26日提出。

補正内容は事項別明細書にて説明いたしますので、60ページをお開きください。

歳入でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金2,646万9,000円の増額は、国の施策で子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る国庫補助金でございます。

続いて、61ページを御覧ください。

歳出でございます。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費2,646万9,000円の増額は、国の施策の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業で、食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対する特別給付金の支給でございます。

上段の（ひとり親世帯分）は、児童扶養手当受給者等に対する特別給付金で、1人当たり5万円で対象者300人分の給付金1,500万円と、給付事務に係る経費40万6,000円でございます。

下段のその他世帯分は、ひとり親世帯分以外の令和4年度住民税均等割非課税の子育て世帯等に対する特別給付金で、1人当たり5万円で対象者200人分の給付金1,000万円と給付事務に係る経費106万3,000円で、ひとり親世帯分、その他世帯分のどちらも可能な限り速やかな支給を予定するものでございます。

以上で、令和5年度下呂市一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（今井政良君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

13番 中島新吾君。

○13番（中島新吾君）

今回の国庫補助金の支給を速やかにやっていただくということで、このことに何ら異議もないし、頑張ってください。

これに関連して、国のほうが地方創生臨時交付金の支給を決めて、約1億4,000万円近くですか、下呂市にということになっています。3月予算の中で、私、反対討論でも指摘したんですが、本当に困っている、声を上げることもできないような状況の皆さんにしっかり支援できたということで、その財源としてこの交付金が言われていましたが、1億4,000万近いこのお金、具体的にどう活用しようと、今検討されていると思いますが、いつの時期にその予算が計上されて具体化されるのか、教えてください。

○議長（今井政良君）

中島議員、今の1億4,000万の件についてはこの議題には関係ないことやもんで、基本的に。また違うときでお願いしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

13番 中島新吾君。

○13番（中島新吾君）

市民生活に対する国庫補助金の審議なんですよ、この補正予算はね。だから、市民生活をどう守るかという議論ですから関連して質問したんです。

○議長（今井政良君）

いや、今のこの議題につきましては、先ほど説明がありましたように、国からの子育て支援に対する承認でありますので、今の質問の件については別の話ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかにございせんか。

〔挙手する者なし〕

ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第60号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第60号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第60号 令和5年度下呂市一般会計補正予算（第2号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第60号は原案のとおり可決されました。

ここで、私が副議長に議長の辞職願を提出するために休憩いたします。再開は10時15分といたします。

午前10時02分 休憩

午前10時15分 再開

○副議長（尾里集務君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に、今井政良君から議長の辞職願が提出されましたので、私が議事進行を務めさせていただきます。

追加日程がございますので、配付いたします。

〔追加日程配付〕

日程についてお諮りいたします。ただいまお手元に配付しております追加日程第1、下呂市議会議長の辞職の件を日程に追加し、議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、追加日程第1、下呂市議会議長の辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎下呂市議会議長の辞職の件

○副議長（尾里集務君）

追加日程第1、下呂市議会議長の辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって除斥に該当しますので、今井政良君の退場を求めます。

〔議長 今井政良君 退場〕

事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（今井 満君）

それでは、朗読いたします。

辞職願。私儀、このたび申合せ任期満了により議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により許可くださるようお願い申し上げます。令和5年4月26日、下呂市議会議長 今井政良、下呂市議会副議長 尾里集務様。以上でございます。

○副議長（尾里集務君）

お諮りいたします。今井政良君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、今井政良君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。
今井政良君の入場を許可いたします。

〔今井政良君 入場・復席〕

休憩いたします。

午前10時18分 休憩

午前10時35分 再開

○副議長（尾里集務君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程がございますので、配付いたします。

〔追加日程配付〕

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。追加日程第2、選第1号 下呂市議会議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、追加日程第2、選第1号 下呂市議会議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

◎選第1号について

○副議長（尾里集務君）

下呂市議会議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は14人であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番 鷲見昌己君と2番 田口琢弥君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

この際、念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。なお、名字が同じ議員がおられますので、必ず名前まで記載されるようお願いいたします。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順番に投票をお願いいたします。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。立会人は開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票、これは先ほどの出席議員数と符合をいたしております。有効投票14票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、田中副武君11票、中島新吾君2票、中島達也君1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、田中副武君が議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

ただいま議長に当選されました田中副武君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

ここで、議長に当選されました田中副武君の当選承諾及び御挨拶をお願いいたします。

登壇してください。

○新議長（田中副武君）

ただいま選挙の結果、私を議長という重責に御推挙いただき、大変にありがとうございます。責任の重さをひしひしと感じているところでございます。

先ほども申し上げましたが、しっかりと議員間討議を重ねながら政策提言につなげていけるよう、この下呂市議会の先頭に立って盛り上げていきたい、このように考えております。皆様方のひとえに御協力をいただくようお願いを申し上げます。大変にありがとうございました。

○副議長（尾里集務君）

ここで、私が議長に副議長の辞職願を提出するために休憩いたします。再開は11時といたします。

午前10時47分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（田中副武君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程がございますので、配付いたします。

〔追加日程配付〕

休憩中に、尾里集務君から副議長の辞職願が提出されました。

日程についてお諮りいたします。ただいまお手元に配付しております追加日程第3、下呂市議会副議長の辞職の件を日程に追加し、議題としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、追加日程第3、下呂市議会副議長の辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

◎下呂市議会副議長の辞職の件

○議長（田中副武君）

追加日程第3、下呂市議会副議長の辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により除斥に該当いたしますので、尾里集務君の退場を求めます。

〔副議長 尾里集務君 退場〕

事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（今井 満君）

それでは、朗読します。

辞職願。私儀、このたび申合せ任期满了により副議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により許可くださるようお願い申し上げます。令和5年4月26日、下呂市議会副議長 尾里集務、下呂市議会議長 田中副武様。

以上でございます。

○議長（田中副武君）

お諮りします。尾里集務君の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、尾里集務君の副議長の辞職を許可することに決定をいたしました。

尾里集務君の入場を許可いたします。

〔尾里集務君 入場・復席〕

休憩をいたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（田中副武君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程がございますので、配付をいたします。

[追加日程配付]

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。追加日程第4、選第2号 下呂市議会副議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、追加日程第4、選第2号 下呂市議会副議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行うことに決定をいたしました。

◎選第2号について

○議長（田中副武君）

下呂市議会副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

ただいまの出席議員は14人であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番 飯塚英夫君と4番 森哲士君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

投票用紙の配付漏れはございませんか。

[挙手する者なし]

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

[投票箱点検]

異状なしと認めます。

この際、念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。なお、名字が同じ議員がおられますので、必ず名前まで記載されるようお願いをいたします。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票をお願いいたします。

[投票]

投票漏れはございませんか。

[挙手する者なし]

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。立会人は開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

選挙の結果を報告いたします。

有効投票13票、無効投票1票。

有効投票のうち、中島ゆき子さん10票、吾郷孝枝さん2票、田中喜登君1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、中島ゆきさんが副議長に当選をされました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

ただいま副議長に当選されました中島ゆきさんが議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

ここで、副議長に当選されました中島ゆきさんの当選承諾及び御挨拶をお願いいたします。登壇してください。

○新副議長（中島ゆき子君）

ただいまは副議長にお選びいただき、ありがとうございました。

副議長として議長を支え、議員の皆様の御協力をいただきながら1年間務めてまいります。引き続き皆様の御指導御鞭撻を賜りますようお願いをいたします。

簡単ではございますが、お礼の挨拶といたします。

○議長（田中副武君）

休憩いたします。再開は館内放送にてお知らせをいたします。

午前11時27分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（田中副武君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程がございますので、ただいまから配付をいたします。

〔追加日程配付〕

日程についてお諮りします。ただいま配付しました追加日程第5、下呂市議会特別委員の選任についてを日程第10、下呂市議会運営委員の選任の後に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、追加日程第5、下呂市議会特別委員の選任についてを日程第10の後に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

◎下呂市議会常任委員の選任について及び下呂市議会運営委員の選任について並びに下呂市議会特別委員の選任について

○議長（田中副武君）

日程第9、下呂市議会常任委員の選任について、日程第10、下呂市議会運営委員の選任について、追加日程第5、下呂市議会特別委員の選任について、以上3件を一括議題といたします。

下呂市議会常任委員の選任について、下呂市議会運営委員の選任について及び下呂市議会特別委員の選任については、下呂市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長において指名をいたします。

指名名簿を配付いたします。

〔名簿配付〕

ただいまから指名名簿を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（今井 満君）

それでは、朗読いたします。

総務教育民生常任委員、1番 鷺見昌己議員、3番 飯塚英夫議員、4番 森哲士議員、6番 尾里集務議員、8番 田中副武議員、13番 中島新吾議員、14番 中島達也議員の7名。

産業経済常任委員、2番 田口琢弥議員、5番 田中喜登議員、7番 中島ゆき子議員、9番 今井政良議員、10番 伊藤厳悟議員、11番 一木良一議員、12番 吾郷孝枝議員の7名。

議会運営委員、5番 田中喜登議員、6番 尾里集務議員、9番 今井政良議員、10番 伊藤厳悟議員、11番 一木良一議員、13番 中島新吾議員、14番 中島達也議員の7名。

予算特別委員、議長を除く13名でございます。

決算特別委員、議長を除く13名でございます。

下呂駅周辺エリア等整備特別委員、議長を除く13名でございます。

新型コロナウイルス感染症対策特別委員、議長を除く13名でございます。

濃飛横断道・リニア特別委員、1番 鷺見昌己議員、2番 田口琢弥議員、4番 森哲士議員、5番 田中喜登議員、10番 伊藤厳悟議員、12番 吾郷孝枝議員、14番 中島達也議員の7名。

議会改革特別委員、1番 鷺見昌己議員、2番 田口琢弥議員、3番 飯塚英夫議員、5番 田中喜登議員、6番 尾里集務議員、7番 中島ゆき子議員、13番 中島新吾議員の7名。

広報広聴特別委員、1番 鷺見昌己議員、2番 田口琢弥議員、5番 田中喜登議員、6番 尾里集務議員、7番 中島ゆき子議員の5名、以上でございます。

○議長（田中副武君）

ただいま指名しました諸君を常任委員、議会運営委員、特別委員に選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました諸君を常任委員、議会運営委員、特別委員に選任することに決定をいたしました。

次に、正・副委員長を報告いたします。

総務教育民生常任委員会委員長、6番 尾里議員、副委員長、3番 飯塚議員。

産業経済常任委員会委員長、5番 田中喜登議員、副委員長、2番 田口琢弥議員。

議会運営委員会委員長、10番 伊藤議員、副委員長、9番 今井議員。

予算特別委員会委員長、2番 田口琢弥議員、副委員長、4番 森議員。

決算特別委員会委員長、4番 森議員、副委員長、6番 尾里議員。

下呂駅周辺エリア等整備特別委員会委員長、2番 田口議員、副委員長、6番 尾里議員。

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会委員長、10番 伊藤議員、副委員長、1番 鷺見議員。

濃飛横断道・リニア特別委員会委員長、14番 中島達也議員、副委員長、1番 鷺見議員。

議会改革特別委員会委員長、1番 鷺見議員、副委員長、3番 飯塚議員。

広報広聴特別委員会委員長、2番 田口議員、副委員長、1番 鷺見議員。

以上のとおりであります。

ここで、市長より発言の申出がございますので、これを許可いたします。

市長。

○市長（山内 登君）

令和5年第3回下呂市議会臨時会閉会に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

初めに、本日上程いたしました全議案を可決、御承認いただき、誠にありがとうございました。また、本日の役員改選により新たに議長、副議長に就任されました田中副武議員、中島ゆき子議員、また同じく新たに就任された各委員会委員長の皆様方には、今後1年間、どうぞよろしく御指導御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

また、令和4年度議長、副議長並びに各委員会の委員長として議会運営の重責を果たされました今井議員、尾里議員をはじめ、各議員の皆様方には1年間大変お世話になり、誠にありがとうございました。皆様方の今後ますますの御活躍を御祈念申し上げます。

執行部といたしましても、アフターコロナの到来に備えた今年度の各種施策をしっかりと果たすことにより、わくわくするような魅力あふれるまちづくりに努めてまいりますので、今後とも議員の皆様方の御指導並びに御協力を賜りますようお願いを申し上げて、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（田中副武君）

これもちまして、本臨時会に付議されました議案は全て議了いたしました。よって、令和5年第3回下呂市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後1時40分 閉会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年4月26日

議 長 今 井 政 良

副 議 長 尾 里 集 務

新 議 長 田 中 副 武

署名議員 11番 一 木 良 一

署名議員 12番 吾 郷 孝 枝